

## 福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、福島空港の活性化に寄与すると認められ、国内定期便の再開または新規開設の可能性がある地域にある空港を発着する国内チャーターによる旅行商品を催行する事業者（以下「事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (助成の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表に掲げる国内チャーター便を利用した旅行商品の催行について、同表に定める事業者に対して交付するものとし、その額は同表に定める額とする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、当該事業を実施する日の15日前までとする。

2 団体等は、前項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の変更を伴わない契約機材、座席数の変更（補助対象経費の増減を伴わないもの）とする。

### (申請を取り下げることのできる期日)

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

### (概算払)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認申請)

第7条 規則第9条第1項の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業を遂行することができなくなった場合
- (3) 第6条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(完了報告)

第9条 補助事業を実施した事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他参考となる資料

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金交付の決定の通知を受けた事業者は、補助事業が完了したときは、福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を速やかに提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第7号様式)を速やかに知事に提出しなけれ

ばならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(会計帳簿の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行する。

施行日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業者	補助対象	補助額
<p>福島空港を利用する国内チャーター便による旅行商品を催行する以下のいずれかの事業者。</p> <p>なお、共同用機とする場合には、そのうちの代表事業者を対象とする。</p> <p>1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>3 1又は2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等</p>	<p>以下に定める条件をいずれも満たす旅行商品の催行。</p> <p>ただし、旅行商品の催行において、悪天候又は空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定された空港での離発着があったものと見なす。</p> <p>また、その他やむを得ない事由による欠航等により福島空港を利用できなかった場合については、事由発生の都度県と協議のうえ、補助対象としての適否を判断することとする。</p> <p>1 福島空港利用によること。</p> <p>2 定期便の再開または新規開設の可能性がある次の地域にある空港を発着する国内チャーター便であること。</p> <p>(1) 九州地方</p> <p>(2) 四国地方</p> <p>(3) 沖縄県</p> <p>(4) 愛知県</p> <p>(5) 北海道</p>	<p>補助対象要件を満たす旅行商品を催行するため、航空会社から機材をチャーターした場合、次の額とする。なお、この金額に消費税相当額は含まない。</p> <p>1 沖縄県</p> <p>(1) 100席以上の機材 1,900千円（1往復） 又は950千円（片道）</p> <p>(2) 100席未満の機材 950千円（1往復）又は475千円（片道）</p> <p>2 九州地方、四国地方、愛知県、北海道</p> <p>(1) 100席以上の機材 1,500千円（1往復） 又は750千円（片道）</p> <p>(2) 100席未満の機材 750千円（1往復）又は375千円（片道）</p>

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 事業の目的  
福島空港を利用した国内チャーター便による旅行商品の催行
- 2 提出書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) その他参考となる資料（旅行商品造成が確認できる書類等）
- 3 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

第1号様式（別紙）

## 事業計画書

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
契約航空会社名				
運航予定区間 (発着空港名)	※ 発着する空港名を記載のこと			
契約する機材 及び座席数				
契約座席数	席			
旅行商品内容	商品名： 主な旅行先： ※ 別途、行程表を添付のこと 催行人数 見込：                      名（最少催行人数 名）			
福島空港発着 チャーター便 利用にかかる経 費	<b>【経費】</b>  機（ 席） × 往復  円	(補助金額)		
		・ 沖縄県	100席以上	<input type="checkbox"/> 1往復 1,900千円 <input type="checkbox"/> 片道 950千円
			100席未満	<input type="checkbox"/> 1往復 950千円 <input type="checkbox"/> 片道 475千円
		・ 九州地方 ・ 四国地方 ・ 愛知県 ・ 北海道	100席以上	<input type="checkbox"/> 1往復 1,500千円 <input type="checkbox"/> 片道 750千円
100席未満	<input type="checkbox"/> 1往復 750千円 <input type="checkbox"/> 片道 375千円			

※ 複数運航の場合は別葉とすること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金概算払請求書  
年 月 日付け福島県指令観第 号で交付決定のあった福島空港国内  
チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金を下記のとおり概算払により交付して  
くださるよう請求します。

記

1 請 求 額 金 円

2 概算払を必要とする理由

3 振 込 口 座

金 融 機 関

支 店 名

預 金 種 別

口 座 番 号

口座名義人(フリガナ)

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第9条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容  
別紙のとおり。



第3号様式 別紙（事業変更計画書）

事業変更計画書

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
契約航空会社名				
運航予定区間 (発着空港名)	※ 発着する空港名を記載のこと			
契約する機材 及び座席数				
契約座席数	席			
旅行商品内容	商品名： 主な旅行先： ※ 別途、行程表を添付のこと 催行人数 見込： 名（最少催行人数 名）			
福島空港発着 チャーター便 利用にかかる経 費	【経費】  機（席） × 往復  円	(補助金額)		
		・沖縄県	100席以上	<input type="checkbox"/> 1往復 1,900千円 <input type="checkbox"/> 片道 950千円
			100席未満	<input type="checkbox"/> 1往復 950千円 <input type="checkbox"/> 片道 475千円
		・九州地方 ・四国地方	100席以上	<input type="checkbox"/> 1往復 1,500千円 <input type="checkbox"/> 片道 750千円
100席未満	<input type="checkbox"/> 1往復 750千円 <input type="checkbox"/> 片道 375千円			
		・愛知県 ・北海道		

※ 変更となる項目のみ、変更後の内容を記載のこと。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業完了報告書  
年度福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名及び箇所名	福島空港国内チャーター便 利用旅行商品造成支援事業 福島空港
交付決定年月日及び 指令書番号	年 月 日付け 福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業実績報告書

年度において、下記のとおり福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的  
福島空港を利用した国内チャーター便を利用した旅行商品の催行
- 2 提出書類
  - (1) 事業実績調書
  - (2) その他参考となる資料（福島空港利用実績が確認できる書類等の写し）

第5号様式(1)

事業実績調書

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
契約航空会社名				
運航区間 (発着空港名)	※ 発着した空港名を記載のこと			
契約機材 及び座席数				
契約座席数	席			
旅行商品内容	商品名： 主な旅行先： ※ 別途、行程表を添付のこと 催行人数 見込： 名 (最少催行人数 名)			
福島空港発着 チャーター便 利用にかかる経 費	【経費】  機 ( 席) × 往復  円	(補助金額)		
		・ 沖縄県	100 席 以上	<input type="checkbox"/> 1 往復 1,900 千円 <input type="checkbox"/> 片道 950 千円
			100 席 未満	<input type="checkbox"/> 1 往復 950 千円 <input type="checkbox"/> 片道 475 千円
		・ 九州地方 ・ 四国地方 ・ 愛知県 ・ 北海道	100 席 以上	<input type="checkbox"/> 1 往復 1,500 千円 <input type="checkbox"/> 片道 750 千円
100 席 未満	<input type="checkbox"/> 1 往復 750 千円 <input type="checkbox"/> 片道 375 千円			

※ 複数運航の場合は別葉とすること。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金交付請求書  
年 月 日付け福島県指令観第 号で交付決定のあった福島空  
港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名：

支店名：

預金種別：

口座番号：

口座名義人（フリガナ）：

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
補助事業者等 名 称  
氏名又は代表者の氏名

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金  
に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

福島空港国内チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金交付要綱第12条第1  
項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額（知事が確定した額＝特に通知がない場合は、実績報告の額）円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除額円
- 4 補助金返還相当額（3の金額－2の金額）円

- 注 1 別紙として積算の内訳を添付してください。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助額に消費税率を乗じた金額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象とはなりませんので注意してください。